

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	男女参画・子育て支援課	検索番号	
法令名	児童福祉法	根拠条項	59-9	
不利益処分	認可外施設の事業の停止及び施設の閉鎖命令をした場合の公表			
(根拠規定)				
児童福祉法第59条第9項				
都道府県知事は、第五項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。				
※児童福祉法第59条第5項都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。				
(処分基準)				
認可外保育施設に対する指導監督について〔愛媛県認可外保育施設指導監督要綱〕(平成14年9月26日付け児第1478号愛媛県保健福祉部長通知)				
(その他)				